

平成26年 多賀城市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成26年9月22日(月)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 武者 義典
文化財課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 5 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 6 開会の時刻 午後5時30分
- 7 議事日程
 - 日程第1 会議録の承認について
 - 日程第2 会議録署名委員の指名について
 - 日程第3 諸般の報告
事務事業の報告
臨時代理事務報告第7号 平成25年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について
臨時代理事務報告第8号 平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第4号)に対する意見について
報告第3号 (仮)多賀城市教育振興基本計画の策定について(中間報告)
 - 日程第4 その他

委員長 ただいまの出席委員は4名であります。樋渡委員から少々遅れる旨の連絡が入っておりますので、ご報告します。定足数に達しておりますので、これより平成26年第9回定例会を開会します。

日程第1 会議録の承認について

委員長 まず、前回定例会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。前回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、前回定例会の会議録については、承認されました。

日程第2 会議録署名委員の指名について

委員長 続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみ子委員、今野委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

委員長 これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長 はい。諸般の報告をいたします。平成26年第8回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係。9月9日、平成26年第3回市議会定例会が開会し、9月30日までの22日間の会期で開催されております。教育委員会関係議案は、教育委員の任命同意に係る人事案件1件で、菊池すみ子委員が再任されました。その他、本日報告をさせていただきますが、「平成25年度一般会計歳入歳出決算」及び「平成26年度一般会計補正予算(第4号)」の議案が提出されています。

学校教育課関係。9月6日、東豊中学校、第二中学校において、運動

会（体育祭）が開催されました。また同日、多賀城中学校において、キャリアセミナーが開催され、講師は1学年が市職員9名、2学年は民間の方々、3学年は高校の先生と卒業生が各々担当し、授業を行いました。

9月10日から山王小学校が、9月18日から天真小学校が、9月19日から多賀城小学校が国立花山少年自然の家において、2泊3日の宿泊合宿を行っております。多賀城八幡小学校は24日から、多賀城東小学校、城南小学校は25日から出発する予定です。

また、9月10日から多賀城東小学校が、9月11日から天真小学校が会津若松方面に修学旅行に出かけました。25日からは山王小学校が同じく会津若松方面に出発する予定です。

9月20日、21日の2日間にわたり、第19回多賀城市中学校新人体育大会が市内各会場において開催され、各競技において熱戦が繰り広げられました。

各校のプール授業については事故も無く終了となりました。

生涯学習課関係。8月31日、中央公民館において、ジュニアリーダーエステバン交流会を開催しました。初級研修を受講してエステバンに加入した12名が、先輩のジュニアリーダー8名の指導のもと、カレライスづくりなどを通じて親交を深めました。

8月29日が応募締め切りとなっていた大伴家持のつどい短歌大会には県内外から、一般76首、小中学生1,207首の応募がありました。入選作品は、10月12日の万葉まつりの表彰式で披露されます。

9月6日、市川地区内の畑において、第5回家庭教育事業「はじめての親子農業体験」を開催しました。今回は夏野菜の収穫や雑草抜き作業のほか、秋物野菜の植え付けを行い、親子14組39名の参加がありました。

9月6日と20日、中央公園を集合場所にノルディックウォーキング教室が開催され合わせて29名が参加しました。

9月7日、市民スポーツ大会卓球大会が総合体育館で開催され、10地区から11チームが参加しました。

9月12日と20日、大代地区公民館において、ヒップホップダンス教室が開催され、中学生から高齢者まで合わせて10名が参加しました。

9月20日、21日の両日、府中市生涯学習センターで開催された、むさし府中青年会議所主催の復興支援事業「プロレスまつり」には、市内の小学生11名が参加し、府中市と大島町の子ども達との友情を育みました。

文化財課関係。8月29日、東京都都市センターホテルにおいて、全

国史跡整備市町村協議会担当部課長会議が開催され、文化財課長が出席いたしました。平成26年度全史協大会の運営等について協議が行われました。

9月1日、「多賀城跡内歴史的食文化体験学習」を行い、多賀城跡大畑地区において、城南小学校6年生が蕎麦の種まきを実施しました。刈り取りは11月の予定です。

9月15日、埋蔵文化財調査センターで開催しておりました「速報展 発掘された遺跡 ―平成25年度の調査成果―」が終了いたしました。入館者は、2,068名でした。

平成26年9月22日提出、多賀城市教育委員会教育長菊地昭吾。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

(樋渡委員途中入場)

臨時代理事務報告第7号 平成25年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について

委員長 次に、臨時代理事務報告第7号平成25年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について教育長の説明を求めます。

教育長 臨時代理事務報告第7号平成25年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について、関係課長から説明させます。

委員長 副教育長。

副教育長 臨時代理事務報告第7号ですが、資料3ページになりますけども、平成25年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について、でございます。市長から意見を求められましたが、8月29日に臨時代理により別紙のとおり回答したので報告するものです。別紙ですが、次の4ページをご覧ください。4ページにありますとおり、異議ない旨回答しております。内容について、ご説明いたします。資料は、資料1と資料2がありますが、はじめに、資料1をご覧ください。

資料1の1ページと2ページをご覧ください。決算議会の関係ですが、9月11日から19日まで決算特別委員会が行われまして、決算についての質疑が行われております。予定としましては、あさって9月24日になりますが、決算の認定が本会議の方で行われる予定です。

1ページと2ページは一般会計の決算状況が、記載されておりますが、ひとつひとつの説明は省略させていただきまして、ここでは決算額総額

と、教育費決算額の総額だけ、話しをさせていただきます。

それでは内容についてご説明いたします。1ページの左上になります。が、一般会計の歳入と歳出の決算額が記載されております。歳入の決算額につきましては、378億8,865万4,000円。その下の歳出の決算額が、369億4,788万8,000円です。平成24年度に比較しますと、歳入で9.3%、歳出で7.8%のマイナスになっております。

2ページの右下に、目的別の決算額が記載されております。教育費の決算額ですが、右側2ページの右下にあります目的別歳出という欄がございます。そのうちの10款の教育費の欄をご覧ください。平成25年度が、21億9,629万9,000円でございます。前年度に比較しますと、8.0%の伸びになっております。その他の、各種財政指標等につきましては、説明は省略させていただきます。

次に歳入のご説明をさせていただきますので、資料5ページ～6ページをお開きいただきたいと思います。こちらは各担当課の科目の内訳になります。ここでは、予算減額、収入済額が記載されておりますが、ここでは項目の全部ではなく、各課長から、平成25年度の決算状況のうち、特に、特徴的なものについてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに5ページの教育総務課関係ですが、上から5行目に県補助金で、宮城県被災幼児就園支援事業費補助金、1,195万1,200円がございます。これは、25年度に初めてできた県の補助金になりますけれども、幼稚園就園奨励費対象園児に対する県の補助金ですが、震災による被災（半壊以上）を受けた場合に県補助の対象となるもので91名の園児が対象になっております。

次に、計の上に、明許繰越としまして、理科教育費振興費補助金で、小学校分で、212万8,000円、中学校分で149万5,000円の決算額になっております。

これらは、国の補正予算に伴いまして、通常よりも予算を増額し、平成24年度から平成25年度に繰り越ししておりますので、その関係の国庫負担金の特徴的なものとなっております。それ以外につきましては、例年同様の事務に係るものでございます。

以上、教育総務課分についてご説明申し上げます。

学校教育課長 同しく5ページですが学校教育課関係です。上から8段目に県の補助金で学び支援コーディネーター等配置事業費補助金236,700

円がございます、これは、自主学習支援や、家庭教育研修会、教師対象研修会、家庭学習の手引きなど、5つの事業に充てています。

次の雑入の2つ目ですが、遅延損害等として260,000円がございます。高額な給食費過年度分滞納保護者2名に対して督促申立てを行い、和解が成立し、遅延損害金に充当したものでございます。その他は大きな変化はございません。

以上2件を説明させていただきました。

生涯学習課長 つづきまして生涯学習課関係ですが、中央公民館をはじめ、社会教育施設につきましては、例年どおりの収入内容となりますので、生涯学習課事業の中より4点ほど説明したいと思います。

まず、生涯学習課欄の2段目、県委託金の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費委託金3,590,931円ですが、これは、東日本大震災による被災地支援のための時限事業となっており、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室推進事業、家庭教育事業の3事業に対し、県からの委託を受ける形で、対象経費の10/10を財政支援していただいているものでございます。

つづきまして、太陽光発電売電料でございますが、これは山王地区公民館、総合体育館に設置した、太陽光発電の売電料を収入として得たものでございますが、決算額68,493円につきましては、2つの施設を合わせたものでございます。。

次に下から2つ目公共スポーツ施設等活性化事業助成金ですが、決算額4,670,000円。これは一般財団法人地域活性化センターの公共スポーツ施設等活性化事業として、「施設予約管理システムの開発」に係る体育施設分の助成決定を受けたことによるもので、社会教育施設等予約システム業務委託事業で要した費用のうち、体育施設分の助成金でございます。

最後に、イベント入場料でございますが、これはアサヒグループホールディングス株式会社から300万円の寄附を受けて行ないました、親子のためのドリームフェスティバル開催事業のイベント入場料でございます。

内容につきましては、平成26年2月16日(日)に文化センター大ホールにて、「未来につなぐ Family 笑顔 Day」と称し、多賀城ゆかりのアーティストのミニコンサート、つるの剛士の子育てトークショーなどを行っております。以上です。

文化財課長 次に文化財関係でございます。6ページになります。中ほどの受託

事業収入ということでございますが、その1つが文化遺産活用活性化事業受託でございますが、これは毎年度国の受託事業補助を受けながら、事業主体である実行委員会と一体となって事業を推進するものでございます。今年度はスマートフォンを活用した文化財案内システムの構築や天童家文書報告書の作成を行ったものでございます。

次に、その下の被災ミュージアム再興事業受託でございますが、これは歴史博物館等が震災から再興するための補助制度を活用し、古文書等の修理や整理、データ化等を行ったものでございます。なお、これら2つの事業の概要につきましては、歳入歳出の方で改めてご説明させていただきたいと思っております。

次に埋蔵文化財調査センターでございますが、これは通常分でございますが、記載のとおりでございます。

以上で教育委員会の全体的な内容をご説明いたしました。予算現額が590,206,000円で収入済額が586,848,672円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせて頂きます。

副教育長 ひき続きまして、歳出のご説明ということで、9ページ以降に歳出の決算額がございますけれども、歳出につきましては、資料2でご説明いたします。

資料2をご覧いただきたいと思っております。資料2は教育委員会所管の平成25年度主要な施策の成果に関する報告書になっております。資料2の1ページをご覧いただきたいと思っております。この報告書ですが、一昨年から様式が変更になり、このような形になっております。平成23年度の決算からは、第五次総合計画の施策体系順に整理されております。教育委員会関係としまして、こちらにありますとおり、42事業を掲載しております。

1ページの表の一番上にありますが、政策順で申しますと、「政策3 歴史文化を継承し豊かな心を育むまち」が、教育委員会関係になります。それでは具体的に、各事業の内容についてご説明いたします。42事業の事業名が記載されておりますが、市議会ではそのうち、網掛けをしている11事業について、主要な事業として説明しております。市全体では、221事業のうち48事業を説明しているわけでございます。

これは、42事業のうちでも、平成25年度において、実施計画事業、あるいは震災関係で特徴的なものを、11事業を選んで説明したというものです。

本日も、市議会で説明いたしました、11事業についての説明に限らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは資料の3ページをお開き頂きたいと思います。順にご説明申し上げます。

生涯学習課長 それでは3ページをご覧ください。施策1「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」、基本事業1「学校・地域が連携した子どもたちの育成」から「学校支援地域本部事業」について、ご説明いたします。「事業の開始背景・根拠」でございますが、近年、子どもの心の活力低下が懸念され、家庭や地域社会の教育力の低下がその背景として指摘されていますが、平成18年度に改正された教育基本法では教育における学校、家庭、地域相互の連携協力が示されました。

このことから、心豊かな子どもの育成を目指し学校、家庭、地域が連携して協働教育が推進されるよう、行政の支援と仕組みづくりが求められます。

本事業の「経過、全体計画」でございますが、平成21年度からの事業導入で、まず、東小学校を包括する東豊中学校区で学校支援地域本部事業の母体となる地域教育協議会を組織しております。翌平成22年度から本格的に支援活動を開始しましたが、事業開始から一年に満たない状況のなか震災の影響により活動を休止しております。

2年後の平成25年度には地域教育協議会を再編し再開を果たしました。また、同時に山王小学校を包括する第二中学校区でも新規開設をしております。

参考までに本年度の状況につきましては、現在、多賀城小学校及び天真小学校を包括する多賀城中学校区の開設に向け準備を進めております。

また、最後の開設となる、八幡小学校及び城南小学校を包括する高崎中学校につきましては、来年度内の開設を計画しております。

中段左側の「対象」「意図」欄をご覧ください。本事業は、心豊かな子どもの育成を目指し学校、家庭、地域が連携して協働教育が推進されることをねらいとしていることから、地域住民がボランティアとしてかかわり、学校はこの事業の狙いをよく理解し地域と積極的にかかわりながら事業に取り組むことが必要です。

そのねらいを達成するため、「手段」にございますように、学校と地域住民の架け橋となる地域コーディネーターの研修や情報の提供、自立的な運営を喚起、支援をしています。

また、この事業の制度や目的等を十分理解してもらうために、対象となる中学校区の小学校も含めた全教職員の合同研修会も実施しております。

具体的な活動実績は、「活動指標」、「成果指標」欄をご覧ください。

対象指標につきましては、各年度とも多賀城市内の全児童、生徒数です。活動指標の平成25年度につきましては、実施中学校区数が東豊中学校区と第二中学校区の2校です。

D欄のボランティアの登録人数ですが、平成23年度と24年度の110名につきましては、当初東豊中学校区の立ち上げ時におきましては登録制としていたため、現時点では全地域住民を対象として、その支援内容により随時お願いするような形となっております。

成果指標でございますが、平成25年度の実績で両中学校区合わせまして、ボランティアの活動人数がのべ1,564名。支援の回数がのべ272回となっております。

本事業のこれまでの取り組みの評価といたしましては、下段の「事業状況」にございますように、「順調」と考えております。その理由としては、東豊中学校区においては震災を乗り越え2年ぶりに再スタートをきり、新たに第二中学校も新たに立ち上げ、事業の推進に当たっては学校側も協働教育担当の教員を指定し、地域も家庭も学校もこの取り組みに理解を深めつつあり、母体である各中学校区の地域教育協議会も円滑な運営が行われています。

また、「成果向上」につきましては、本年度から開設予定の多賀城中学校区の準備も終盤に差し掛かり計画しておりました10月中旬の立ち上げも目鼻がついており、来年度予定の高崎中学校区においても予定どおり着手できる見通しとなっております。

このことから、来年度市内全小中学校における組織が機能し、地域の学校として多くの効果をもたらす可能性が期待できることから成果向上余地は大きいと考えております。

以上、「学校支援地域本部事業」についての成果報告でございます。

副教育長 事業2つ目でございますけれども、資料7ページをお開きください。

施策1「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上基本事業」99、施策の総合推進から、「(仮)多賀城市教育振興基本計画策定事業」について、ご説明いたします。事業の開始背景、根拠でございますが、平成18年に教育基本法が改正され、同法第17条第2項の規定に基づきまして、「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を定めるものです。

これまでの経過、それから全体計画ですが、平成24年度には、教育委員会事務局内で調整、検討、素案の作成を行いました。平成25年度には、

検討会議を開催し、基本計画原案を作成しております。検討会議は、5回開催し、5回目は、平成26年3月の開催でした。

その後、事務局内で原案の取りまとめを行いまして、その後に、検討会議の座長を務めていただいた大学の先生に最終的な確認をお願いしたところでございます。それを受けて教育委員会の事務局内で、最終的な調整を行っています。

今後の予定としましては、教育委員会に中間報告をし、庁内での手続きを経て、市議会の皆様にも計画内容を説明する機会を設けさせていただきたいと考えております。

また、市民の皆様からも、意見を聞く機会を設け、平成26年度中に、計画書を完成させる予定でございます。

本事業の取り組みの評価といたしましては、7ページの下段の事業状況にございますように、おおむね順調と考えております。

今後の成果向上余地につきましては、計画策定後の各施策における進捗管理を適切に行うことで、より計画に実効性を持たせていくことができると考えております。

以上、(仮)多賀城市教育振興基本計画策定事業についての成果報告でございます。

学校教育課長 次に11ページをお開きください。施策2「学校教育の充実」、基本事業2「教育の質の向上」から、「小学校理科支援事業」について、ご説明致します。

左上の「事業の開始背景・根拠」でございますが、学年が上がるにつれて理科に対する興味関心が薄れていくということが言われています。効果的な実験の授業を行うためにその準備に時間がかかる難点を解消し、理科支援員を配置して実験等における教員の支援を行っています。

右上の「全体計画」といたしましては、平成23年度に多賀城小学校、山王小学校に配置したのを皮切りに平成25年度には市内すべての小学校に理科支援員を配置いたしました。

具体的な活動実績は、「活動指標」欄のように、平成25年度より市内6校すべてに支援員を配置したことにより年間の補助時間数は都合2160時間となっております。

この事業の成果指標は、指標F、Gにお示ししているように、理科を好きと答える児童がやや向上、教員の充実意識の高まりも大きく向上しています。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の「事業状況」にござ

いますように、順調です。

その事由として、理科の実験回数が増え、理科への興味・関心を高める機会を提供できています。

今後の「成果向上余地」につきましては、「成果向上」欄に記載したとおり、向上余地は中と考えております。今後実験の質を高めることにより成果が一層向上することを見込んでおります。

以上、「小学校理科支援事業」についての成果報告でございます。

続きまして、16ページをお開きください。施策2「学校教育の充実」、基本事業3「健康づくりと食育の充実」から、「設備、器具等維持管理事業」についてご説明致します。

左上の「事業の開始背景・根拠」でございますが、平成14年度開設された学校給食センター設備・器具等の維持管理になります。設備・器具等の耐用年数は10～15年ですが、学校給食センターが開設され11年が経過し経年劣化により不具合や故障が頻発するという現状がありました。

右上の「全体計画」といたしましては、平成25年度に策定しました「設備等更新年計画」に基づき、設備・器具等の維持管理を適切に行い、設備等の機能を維持することです。

そのねらいを達成するために、中段右の手段にございますように、調理業務受託者の日常点検と専門業者に保守点検を委託し、定期点検により、設備・器具等の不具合・故障の早期発見に努め、速やかに修繕を実施しております。

具体的な活動実績は、「活動指標」C欄のように、設備・器具等の修繕件数は平成25年度49件ですが、更新件数は1、厨房設備の冷凍庫・冷蔵庫5台を更新しました。

この事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように順調です。

今後の成果向上余地につきましては、不具合・故障に対して速やかに修繕を実施しているため、向上の余地は小になります。

以上、「設備、器具等維持管理事業」についての成果報告でございます。

続きまして、20ページをお開きください。施策2「学校教育の充実」、基本事業4「教育相談体制の充実」から、「スクールソーシャルワーカー活用事業」についてご説明いたします。

左上の「事業の開始背景・根拠」でございますが、児童生徒の問題行動の未然防止には、学校と家庭、関係機関が連携して対応することが求められており、県の事業を活用して、社会福祉の専門家である社会福祉士や精

神保健士の資格を持つスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置し、その推進を図ろうとしたものです。

右上の「全体計画」といたしましては、スクールソーシャルワーカー1名を教育委員会に配置し、必要な時に直接学校へ派遣しながら、教育相談業務を日常的に根付かせようというものです。

中段左側の「対象」「意図」の欄をご覧ください。児童・生徒は言うに及ばず、保護者や教職員も対象として、相談を受けたり関係機関の連携した取り組みを作ったりして、悩みや不安の軽減や解消、問題行動の解決を図ろうとしてきました。

そのねらいを達成するために、中段右の手段にございますように、個別の相談、児童生徒の環境への働きかけ、関係機関のネットワークの構築、保護者や教職員への支援、情報提供などを実施しました。

具体的な活動実績は、「活動指標」欄のように、前年度を大きく上回る年間のべ1,472人、786時間の相談を受けております。

この事業の成果指標は、指標Fにお示ししているように、648件の相談件数のうち、150件が解決、好転しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の「事業状況」にございますように、「概ね順調である」と考えております。

その事由として、スクールソーシャルワーカーの存在が広く認知されただけでなく、その評価も高くなっており、学校自体が相談したり、第三者的な機関としての機能にも期待が高まったりしていることがあげられます。

今後の「成果向上余地」につきましては、「成果向上」欄に記載したとおり、「向上余地は小」ととらえております。これは、就学予定児童なども対象に加えながら、幼児期の状況把握を進め、小一プロブレムへの対処への道が開ける可能性があります。ソーシャルワーカー1名で対処する限界があり、複数配置についても質の高い人材確保が困難であるという現実があります。

以上「スクールソーシャルワーカー活用事業」についての成果報告でございます。

副教育長 次に、資料23ページをお願いいたします。「多賀城小学校プール改修事業」でございます。施策2「学校教育の充実」、基本事業05「教育環境の整備」から、ご説明いたします。「事業の開始背景、根拠」でございますが、多賀城小学校のプールは、昭和45年に建設し、老朽化が進んでいた状況でした。そのため、プールを改修し、児童が安心安全で、快適に使用できる環

境を整えるというものでした。

「これまでの経過」、それから「全体計画」ですが、平成25年度に改修工事を実施し、完了しております。学校のプールの利用が6月からになりますが、それまでに、プールの缶体シート等を修繕し、プールの利用が終わった後に、こちらの手段の欄の25年度の取り組みのところに改修工事の概要が記載されておりますが、プールの出入り口、プール付属棟、プール機械室、プールサイド、その他電気や給排水設備等の改修を行っております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の事業状況にございますように、順調です。

今後の成果向上余地につきましては、事業が完了しておりますので、向上余地は小になります。

以上、多賀城小学校プール改修事業について、成果報告でございます。

生涯学習課長 次に、30ページをご覧ください。施策3「生涯学習の推進」、基本事業4「生涯学習施設の運営」から「文化センター館改修事業」について、ご説明いたします。

「事業の開始背景・根拠」でございますが、昭和62年に開館した文化センターでございますが、施設の老朽化に加え機械設備や舞台設備等の多くが更新時期に達していることから計画的に整備するものでございます。

「全体計画」といたしましては、東北随一の文化交流拠点整備を踏まえ、その重要拠点として今後最適な時期と規模の改修を行うための準備に取組みます。

計画を達成するための手段でございますが、平成25年度の取り組みとしては中段右側に記載のとおり電話交換機修繕や屋根瓦落雪防止工事等記載のとおりでございますが、本年度予算におきまして文化センター改修基本計画策定業務を外部委託しており、現在の作業進捗としては調査がすべて終了しており、改修箇所の優先順位や予算規模等全体的な計画を構築する段階にはいっておりますが、確定次第実施設計に入る流れになっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の「事業状況」にございますように、本年度計画していた修繕及び工事につきましては計画どおり完了し「順調」であると考えております。

今後の「成果向上余地」につきましては、「向上余地」欄に記載したとおり、計画どおりの進捗で向上の余地はないことから小さいと考えております。

以上、「文化センター改修事業」の成果報告でございます。

つづきまして、31ページをご覧ください。同じく基本事業4「生涯学習施設の運営」から「生社会教育施設等予約システム業務委託事業」についてご説明いたします。

「事業の開始背景・根拠」でございますが、インターネットの普及に伴い、公共施設の利用状況確認等をインターネット上で行うことが一般的になりつつあることから、新たな施設予約システムを導入し、利用者がいつでも施設の空き状況を確認できる環境を整備することで利用者の増加や、市民活動の活性化を図るものでございます。

「全体計画」といたしましては、平成25年度に市民会館をはじめとする9施設を包括したシステムを構築しており、平成26年度より運用を開始しております。

計画を達成するための手段でございますが、平成25年度の取り組みとしては中段右側に記載のとおり民間企業が開発・販売し、かつ他自治体でも導入実績のある予約管理システムを導入し、運用開始のための構築・初期設定作業、施設利用者への周知・広報等を行いました。なお、システム導入に係る財源につきましては、財団法人地域活性化センターのプログラムである公共スポーツ施設等活性化助成事業助成金を活用しております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、下段の「事業状況」にございますように、平成25年度は予約システム導入初年度であり、構築作業等を行ったことから、予約システムの導入による施設利用者数への影響につきましては計ることができませんが、システム導入によって、施設の空き状況照会等が容易になり、従来より施設の利用促進が期待されることから、概ね順調としております。

今後の「成果向上余地」につきましても、「向上余地」欄に記載したとおり、現時点では今後の動向を見ながら検討していく必要もあることから、ここでは「中」としております。

以上、「社会教育施設等予約システム業務委託事業」の成果報告でございます。

次に、32ページをお願いします。

同じく基本事業4「生涯学習施設の運営」から「図書館移転業」についてご説明いたします。

「事業の背景や根拠等」につきましては、これまでも委員会のなかで御説明し、御相談をさせていただきながら進めてまいりましたが、その概要については、事務事業の経過・全体計画の欄にも記載しておりますとおり、移転する図書館は、平成27年9月開館を目標に業務を進めていることから、図書館の移転・新設に当たって必要となる関係議案については本委員会内でも御審議を賜り、市議会に上程し議決をいただいたところでございます。

「活動指標」、「成果指標」でございますが、平成25年度は、当該事業を円滑に推進するための調査研究、計画策定作業を延べ57回にわたり行なってまいりました。

成果としましてはF欄にあるとおり平成25年度においては概ね25パーセントの進捗率となっております。

「事業状況」につきましては、各会議に諮りながら移転新設する図書館の基本事項について協議を重ね概ね順調であると考えます。

「成果向上」につきましては、移転により現図書館での諸問題が解決されるほか、文化交流拠点の中核施設として多くの市民に利用されることが期待できることから、向上余地は大としております。

以上、「図書館移転業」の成果報告でございます。

文化財課長 次に37ページをお願いします。施策の5、「文化財の保護と活用」、基本事業1「文化財の調査・保存の推進」から「埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）」についてご説明を申し上げます。

左上の「事務事業の開始背景、根拠」でございますが、本事業は東日本大震災により大きな被害を受けた住宅等の再建を初め、復旧・復興のための公共事業等に伴う発掘調査を行うため、復興交付金事業を活用し、平成23年度から着手したものでございます。

全体計画といたしましては、平成27年度までの5カ年で114件の発掘調査を見込んでおります。

中段左の対象、意図でございますが、本事業は埋蔵文化財包蔵地を対象に、埋蔵文化財を適切に記録保存していくことを狙いとして進めております。

その狙いを達成するため、手段でございますように平成25年度は住宅再建等に伴う発掘調査を16件実施しながら、適切な記録保存を行いました。

具体的な活動実績は、活動指標の欄のように発掘調査を16件実施し、その調査面積は1,796平方メートルとなっております。

この事業の成果につきましては、成果指標の欄のとおり、記録保存されずに開発等が行われることがないようにしていくというものでございまして、平成25年度はゼロ件となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、「事業状況」にございますように復旧・復興に係る全ての発掘調査事業に対応できており、記録保存に関して十分な成果を得ていることから、順調と考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上の欄の記載のとおり、住宅建設会社等の協力を得ながら埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、現行成果の維持に努めたいと考えております。

以上、「埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）」についての成果報告でございます。

続きまして、40ページをお願いします。基本事業3「文化財の普及啓発の推進」から「被災文化財（古文書等）保全等事業」について御説明いたします。

「事務事業の開始背景、根拠」でございますが、本事業は県との連携のもと、古文書等の被災資料を保全するため東日本大震災により被害を受けた歴史博物館などの再興のため創設された補助制度を活用し、平成24年度から着手したものでございます。

全体計画といたしましては、平成28年度までの5カ年で被災資料の修復や収蔵環境の整備などを予定しております。

「対象」、「意図」でございますが、本事業は古文書等の被災文化財を対象に、その修理やデータ化を行いながら文化財を保存継承していくことを狙いとして進めております。

その狙いを達成するため、手段にございますように平成25年度は古文書等の修理や整理、データベース化館内環境の調査を行っております。

具体的な活動実績は活動指標の欄のとおり資料31点を修理し、1,068点のデータ化を行っております。

この事業の成果指標でございますが、資料の修理等がそのまま被災資料の保全や公開につながるとの認識から記載のとおり活動指標を成果の代替指標としており、31件となっております。

本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況にございますように被災資料の修復がほぼ予定どおりに進んでいることから、順調と考えております。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上の欄の記載のとおり展示公開の機会をふやし、文化財の普及啓発を進めることで一定の向上を見込むことが可能であると考えております。

以上、被災文化財（古文書等）保全等事業についての成果報告並びに、平成25年度決算関係の説明を終わります。

委員長 ただいま担当課長から、平成25年度の教育委員会の主な施策について、成果と今後の見通し等について詳しく説明がありましたが、何か質疑ありませんか。

菊池委員 「スクールソーシャルワーカー活用事業」で、23年度から相談者数が年々増えておりますが、1番どういう内容が相談件数にあがっているかということと、このように多くなっている要因というものが、学校教育課長さんから見たら、どういうことが考えられるのか、教えてください。

学校教育課長 「スクールソーシャルワーカー活用事業」に関しては、まず1つ目は大変質の高いスクールソーシャルワーカーで需要が高いとすることができます。県内でも有数の、お2人しかいないスーパーバイザーのうちの1人です。スーパーバイザーというのは、スクールカウンセラーを育成する立場にある、非常にキャリアが豊富であるということです。活動も、各学校で実際におこなった、連携を中心とした関係の構築でございますけれども、それも大変うまい。それから実際の個別的な相談に対しても大変うまい。スクールカウンセラーもいますけれども、スクールカウンセラーと連携をしながらスクールカウンセラーに対する適切なアドバイス等もおこなっているということで、各学校での需要が大変多いことが挙げられます。それが少しずつ年々需要が高まってきている。

もう1点は、各学校に非常に大きな問題を抱えている。例えば虐待の関係ですとか、不登校の問題ですとか、親が子どもを抱え込んでなかなか学校に出さないですとか、学校教育だけではどうしようもない、難しい、関係機関と連携をしなければ解決に向かわないような事例があります。これにつきましては、1回連携をおこなったり、ソーシャルワーカーが仲立ちをして相談業務をおこなったとしてもなかなか解決できる問題ではありません。従って、実数としてはそんなに多いわけではございません。重篤なケースに何度も何度も。ケース会議等を含めると1件に関して30回も40回も、という形で、かなり大掛かりに対処して行かないと、解決に向かわないケースが増えているということが言えます。震災の影響もあるのでしょうけれども、特定の事例の延べ件数の多さ、延べ実数の多さ、という形でこの表に表れているというふうに言えます。

委員長 よろしいでしょうか。

菊池委員 ある程度、未然に、問題になる前に防いでいるということも今のお話で感じました。

学校教育課長 1番モットーにしているのが、早期発見、早期対応でございますので、学校でも校長先生の方針の下、それに沿った形で早期に対応するための手立てについても色々御指導、御助言をいただいている形です。

菊池委員 ありがとうございます。

樋渡委員 それに関してですが、これを拝見しますと、平成23年度から25年度にかけて、相談者数は延べにすると68人から1,472人で、件数に関しては、相談件数自体は4倍に増えていて、時間としては同じ人が何回も相談されていると考えて良いわけですよ。相談時間数は3倍位に増えていますが、改善件数としては139件から150件と、件数そのものはあまり変わってなくて、お1人の方が相談することがかなり増えていると考えてよろしいでしょうか。

学校教育課長 そのとおりでございます。活動指標Dに相談者数1,472人とございますが、これは実人数で言うと139人でございます。と言うことは、同じ人物が平均10回相談しているという計算になります。ですから、このあたりの数字のちょっとしたマジックもあります。

樋渡委員 平成23年度の延べ人数は68人ですが、この時の実際の人数は何人だったのでしょうか。

学校教育課長 これは25年度の実績から実人数をとっているものですから23年度については、持ち合わせておりません。申し訳ございません。

樋渡委員 お1人の方がこれだけ丁寧に見て下さっているから相談件数も増えているかと思われませんが、対応しきれないというか、そういうことは無いのでしょうか。

学校教育課長 これについては、スクールソーシャルワーカーとも個別にお話をする機会が度々あります。それで、昨年度の相談時間数は786時間ありますが、800時間あたりが限度であろうと、本人の口からもお聞きしております。できるだけスクールソーシャルワーカーのお知り合いの助手の方ですとか、新規大学卒業生ですとか、実習として同行して、少しずつ研修の機会等も与えたいと考えておるのですけれども、実際に昨年度の例を見ましても、同行はするものの、実際に相談業務をするか、連携に結びついた関係づくりをおこなうかという、報酬の面等で現実に難しい面がございます。ただ7月1日現在ですと、昨年度と相談実数がほぼ同様ということで、今年度はなんとか賄えそうだという感触を得ています。

委員長 今、ぎりぎりの相談件数であり、別な言い方をすると、事業そのものは非常に活発に活かされていると言うことができますね。問題は相談事例になる以前の問題で、それが少なくなることが望ましい形なんでしょうけれど、今の時代大変難しいことであるし、こういうことはどんどん色々な形で増えてくるのできちんと対策を考えておくことも大切だと思います。今のは25年度の実績の話ですけど、今年度は最終的に25

年度と比べてどうなったのかが、次年度への課題になってくるので、きちんとした対応をしていただければと思います。保護者や地域の方からは、このような取組みが1番注目されていますので、よろしくお願いいたします。

他に何か質疑ございませんか。

樋渡委員 3ページの学校支援地域本部事業のところ、中段の表のところ、活動指標として学校支援ボランティアの登録人数が、今年度からは地域全体が対象であるということですが、延人数のところ、実人数と実際の事業の回数、成果指標のFとGのところを教えてください。

生涯学習課長 25年度に限定した取組みについてお話しします。東小学校区の実績が、合計34時間45分で、ボランティアの派遣が延べ229名です。回数は40回でした。主な内容については、本の読み聞かせとか、ミシン指導とか、昔遊び、豆腐作り等でございます。

東豊中学校区につきましては、合計2時間30分で、ボランティアの派遣が6名です。回数は3回でした。6名で3回と少ないですが、これは学校からのたつてのお願いで、和楽器の指導をしていただきたいということで、箏の指導と手話の指導を行いました。

山王小学校区につきましては、合計18時間、ボランティアの派遣が延べ90名で、回数が21回。内容につきましては、手芸クラブの指導、ミシンの指導、曲がりねぎ畑の見学とか、持久走記録会のタイム計りとか、外国から来て日本に住んでいる方からの国際理解教育とか、本の読み聞かせ等の内容です。

第二中学校区の実績では、合計18時間20分で、ボランティアの派遣が延べ30名で、回数が20回。内容は、歴史と農業のお話を地域の方に聞いたり、和楽器、これも箏の指導をお願いされております。大体以上の内容となります。

委員長 よろしいでしょうか。

樋渡委員 ありがとうございます。

委員長 他に何か質疑ございませんか。

今野委員 歳入のところ、資料1の5ページの太陽光発電の売電料のところなんです、設置にかかった費用はどれ位だったのですか。教育総務課の小学校、中学校の分と生涯学習課の分がありますが、どれ位だったのですか。何年でペイするのですか。

副教育長 太陽光発電の教育総務課の方は、小学校と中学校に設置されている部

分で、費用は1つの学校当たり2,000万円を少し超える位かかっております。当時は補助をもらっておりますので、負担はそれより少ないのですけれども、ペイをするかどうかは、それはちょっと難しいです。太陽光発電につきましては、太陽光で発電をして、これまでの学校等の状況を見ますと、小中学校の使用量全体を100としますと、そのうち大体5パーセントから6パーセント位を太陽光発電で発電した分で賄っているという状況です。更に発電で賄った以外の若干余計に発電した分については、売電という形で売っています。それが大体小中学校全体の電気料から見て2パーセントから3パーセント位という状況です。ですから1年間で7パーセントから8パーセント位、これまでかかっている電気料よりも少なくなっている状況です。建設費そのものをペイするところまでは行っていないということです。

太陽光発電を設置した趣旨としましては、環境に対する子ども達への意識付けも1つあります。更にCO2の削減に市として貢献しているという部分もございますし、様々な理由で太陽光発電を設置している状況です。

委員長 よろしいですか。

今野委員 はい。

委員長 他に質疑ございませんか。

樋渡委員 資料2の7ページのところで、教育振興基本計画策定事業の中で、成果指標で、講演会に来場た人数が34名ということで、講演会を開いたけれども、受講者は34名にとどまっているということでしょうか。

副教育長 講演会の入場者が34名だったということです。講演会という名称になっておりますけれども、講演と、内容的には学校支援地域本部の事例報告という形で開催しております。中央公民館の第4会議室で開催したのですけれども、いっぱい入ると50名から60名位入る場所なのですけれども、ここで開催をして、34名の方に来ていただいたということです。

樋渡委員 ありがとうございます。

委員長 他に質疑ございませんか。

樋渡委員 資料1の6ページの埋蔵文化財調査センターの雑入のところで、契約不履行に伴う違約金ということで収入に入っているのですが、具体的にはどのような内容なのでしょうか。

文化財課長 違約金の関係ですが、西沢遺跡の受託事業があったのですけれども、その時に、受託事業ですから費用的なものを振り込んでいただかなければ

ばならないのですが、それが遅れてしまった。延滞金として、この金額が入ってきたということです。

委員長 よろしいでしょうか。

樋渡委員 ありがとうございます。

委員長 他に質疑ございませんか。

樋渡委員 先ほどの学校支援地域本部事業は、ボランティアでされているのですが、事業費とトータルコストについて教えて下さい。合計の事業費として、366,000円が計上されていますが、具体的な内容はどうなっているのでしょうか。ボランティアの謝礼なののでしょうか。

生涯学習課長 ボランティアに謝礼は一切ございません。基本的には、各学校長から推薦のあった地域コーディネーター。それは元PTAの役員をしていたとか、学校に関係のある地域の方とか、非常に地域に精通している方でないとボランティアをまず見つけられないので、そういう方を推薦していただいておりますけれども、その方に年間20,000円の報酬を差し上げています。

あともう1つは、地域コーディネーターのまとめ役として。地域コーディネーターが5名から6名いるんですけれども、その中の1名が委員長となり、その方に携帯電話をお貸ししています。こちらで全部費用を負担して、その方がボランティアに連絡したりとか、地域コーディネーターに連絡したりとか、そういうことに使うことになってしまいます。大体そんなところの費用です。

委員長 よろしいでしょうか。

樋渡委員 ありがとうございます。

委員長 他に質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第7号について、承認します。

臨時代理事務報告第8号 平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第4号)に対する意見について

委員長 次に、臨時代理事務報告第8号平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第4号)に対する意見について教育長の説明を求めます。

教育長 臨時代理事務報告第8号平成26年度多賀城市一般会計補正予算（第4号）に対する意見について、関係課長から説明させます。

委員長 副教育長。

副教育長 臨時代理事務報告第8号平成26年度多賀城市一般会計補正予算（第4号）に対する意見についてでございます。資料の5ページになりますが、このことについて、市長から意見を求められ、8月29日に別紙のとおり回答したので報告する、というものです。別紙は、次の6ページにあります。異議ない旨回答しております。

次の、7ページ以降につきまして、順に内容をご説明いたします。

始めに9ページをお願いします。8ページと9ページに歳入、歳出とございますが、歳出の方を見ていただきまして、一番下に、一般会計予算の合計額が出ておりますが、今回の補正額につきましては歳入歳出とも8億6,407万8,000円を補正し、総額で350億3,683万4,000円とするものでございます。同じページの網掛けのところに、10款教育費がありますけれども、教育費の補正予算額については、3億8,061万5,000円を減額するもので、補正後の予算額は、33億25万円となるものでございます。

1項の教育総務費から、4項の社会教育費まで補正しておりますが、内容の詳細につきましては、各課長から順に御説明いたします。

それでは、歳出から内容を御説明いたしますので、19ページをお願いいたします。19ページの1番下のところになりますけれども、10款教育費のところを御欄ください。

学校教育課長 それでは、学校教育課、9月補正についてです。10款1項2目教育総務費の事務局費で、63万円の増額でございます。

これは、学び支援コーディネーターの配置事業費補助金、県の補助金でございますけれども、これは当初市のホームページのダウンロード版として経費を削減して作成していたところでございますが、大幅改訂版として、来年4月当初に出す予定にしています。これはダウンロード版ではなく、リーフレット版、パンフレット版として出しますが、学校現場からは是非パンフレット版、リーフレット版を出して欲しいと要望が強く、印刷物版として作成することにしました。これを県の該当事業費、支出項目として印刷費を申請したところ、認可されたといういきさつがございます。それで63万円を増額するものです。

これについては、平成24年3月版として今現在も所持しておりますが、それと、27年4月版として出すものには、大きな違いがあります。

確かな学力向上のために、家庭学習の重要性という点については違いはございませんが、安定した家庭環境ですとか、望ましい家庭習慣の確立こそが、学力向上に繋がるというコンセプトを持って、多賀城市の小学校6年生の全国の学力学習状況調査結果からも、その辺りとの相関関係を見出し、その結果を保護者に示しながら、保護者用リーフレットで訴え、それを基に学習の手引きを再構成したというものでございます。

数量については、学習の手引きは、児童生徒用5,400部、教職員用330部、保護者用として5,400部、転入生それから予備分として1,470部という見込みで作成する予定です。

配布時期としましては、平成27年度、年度当初に配布いたします。

改訂の時期については、分析、検討を加えながら、まだ未定ではございますが、3年をサイクルに見ていこうということでございます。

4月当初に渡すためには、9月補正で計上することが一番望ましいということから、当初予算ではなく、9月補正を組んだものでございます。以上です。

副教育長 次のページをお願いします。10款2項1目小学校費の学校管理費で、3億9,966万9千円の減額補正でございます。説明欄の、教育総務課関係ですが、1の城南小学校増築事業で、4億966万9千円の減額補正でございます。

はじめに、今回、減額補正をするに至った経過、今後の事業の予定などについて、ご説明いたします。城南小学校の増築事業につきましては、設計業務委託を平成25年度に開始しましたが、事業については繰越をし、本年7月末に委託業務が完了しております。それに基づきまして、これから増築事業を進めていくわけですが、平成26年度中の完成が期間的に難しくなってきたことがございます。そのため、後ほどご説明いたしますが、債務負担行為を設定し、平成27年7月の完成をめざし、平成27年8月の夏休み中に教室等の移動、いわゆる引っ越しを行う予定で進めていきたいというものでございます。

債務負担行為を設定するに至った経過ですが、事業を進めていくに当たりましては、増築事業に係る国庫負担金の関係が、財源として大きな割合を占めております。その関係から、県のほうとも、今後の事業の見通し、国庫負担金の確保などについて、いろいろと協議をしながら、どのような取扱いにしていくかを検討してまいりました。

そして、県のほうからは、平成27年度に完成がずれ込むということであれば、国庫負担金については、いわゆる国債事業、複数年にわたる

事業期間ということになります。と、して申請し、市の予算についても、債務負担行為を設定して置くべきものであるとの指導を受け、今回の予算措置に至ったところでございます。

金額の内容ですけれども、4億966万9千円の減額ですが、ただいま、申し上げたとおり、平成26年度と平成27年度の2カ年度で事業を行っていきたいというのですが、2年間の事業費の割り振りとして、事業の進捗を考慮しまして、平成26年度が全体事業費の30%、平成27年度が残りになります。70%と想定しております。

城南小学校増築事業につきましては、このページの説明欄の右側に、既定事業費という欄がございます。5億7,874万円と記載されております。これが、平成26年度当初予算になります。このうち、約70%に当たる、4億966万9千円の減額をしたいというものでございます。この減額の主な内訳でございますが、工事請負費で、3億9,934万5千円の減額ですが、このうち、3億9,134万5千円については、校舎増築分、校舎・多目的ホール・渡り廊下分でございますので、今回、債務負担行為を設定させていただいている部分でございます。残りの、800万円につきましては、学校菜園移設工事や外構工事になりますので、今回、補正で減額をし、平成27年度に再度予算に計上させていただきたいと考えております。備品購入費の、940万円の減額につきましては、完成までに購入することになりますので、今回、補正で減額をし、平成27年度に再度予算に計上させていただきたいと考えております。

なお、校舎増築事業の事業内容につきましては、当初予算の際にご説明した内容で、変更はございません。

次に、債務負担行為の説明をいたしますので、同じ資料の10ページをお願いいたします。10ページの、第2表 債務負担行為補正の追加、でございます。一番下の欄になります。城南小学校増築工事で、期間は平成27年度、限度額は、3億9,134万5千円でございます。内容につきましては、ただいま申し上げた、校舎増築分の工事請負費の関係でございます。

恐れ入ります、もう一度、同じ資料の20ページにお戻りください。こちらの増築事業の下に、2としまして城南小学校の校舎大規模改造事業で、1,000万円の増額補正でございます。これは、城南小学校の、1期校舎と2期校舎の耐力度調査を行うものでございます。

その内容ですが、平成25年度に国の事業として新設された、「学校施設の長寿命化改良事業」という、新しい補助事業がございます。これまでの、「既存の学校施設の大規模改造事業」が、経年による学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置という考え方に対して、「学校施設の長寿命化改良事業」にあっては、建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じた施設への改修という視点が含まれているものです。

また、既存の補助制度に比べて財政的に有利な面もございまして、補助率は3分の1というのは、既存の大規模改造事業と同じですが、起債を借った場合に、元利償還金に地方財政措置があるということがあります。それから2つ目として、既存の大規模改造事業の場合は、1年度の補助対象経費の上限額が2億円ですが、長寿命化改良事業の場合は、上限がないということがあります。それから3点目に、補助単価（改築単価）ですが、大規模改造事業と比較すると、若干ですが、上乘せになっているという状況になります。

以上のような点から、新しい「学校施設の長寿命化改良事業」補助制度を活用しようとするものですが、そのためには、補助の要件としまして、耐力度調査の結果基準点以下となった場合に対象になるということになりますので、今回、そのための委託料を計上するものです。

なお、調査につきましては、1期校舎、2期校舎について行う予定でございます。

また、長寿命化事業として採択された場合には、この耐力度調査の委託料につきましても、補助の対象となるものでございます。

以上で、城南小学校関係の説明を終わります。

文化財課長 次に4項社会教育費、4目文化財保護費で95万4千円の増額補正でございます。

説明欄1の被災文化財保全等事業でございます。先ほど、平成25年度決算でもご説明いたしましたが、平成23年度から、国の事業採択を受けながら、事業主体である実行委員会と一体となって、被災文化財等の調査や保全などを行っている事業でありまして、本年度も全体事業費730万円が認められました。その全体事業費730万円のうち、石造物調査や天童家文書Ⅲ、歴史遺産調査報告書等及び講演会ポスター作成に係る需用費など、722万円分は当該実行委員会が直接、業務を実施するものでございまして、本市分といたしましては、石造物調査に係る報償費や消耗品費等、8万円分を計上するものでございます。

説明欄 2 の「おくのほそ道の風景地」名勝指定記念事業でございますが、今年 6 月 20 日に本市に所在する「壺碑」「興井」「末の松山」の歌枕が、国の名勝に追加指定されることが決定したことに伴い、名勝指定の意義、おくのほそ道における本市の歌枕の重要性を改めて認識していただくための記念事業に要する経費を計上するものでございます。

現在、文化センター小ホールで講演会を開催する予定で検討しており、講師の謝金、旅費、ポスターやパンフレットの印刷製本費、会場等使用料を計上するものです。

次に、9 目「埋蔵文化財調査センター費」で、1,747 万円の増額補正でございます。説明欄 1 の埋蔵文化財緊急調査事業（補助）は、埋蔵文化財包蔵地内での個人住宅建築等に伴う発掘調査等の増加が見込まれることから増額を行うものでございます。

その主なものは、発掘作業員等に係る 1 節報酬、バックホウ等の機械借り上げなどにかかる 14 節使用料及び賃借料でございます。

説明欄 2 の埋蔵文化財調査センター改修事業は、当該センターを開館してから 28 年が経過し、空調設備等の老朽化や整理室等の内装劣化などが著しいため、これらを改修するための設計業務委託料を計上するものでございます。

なお、実際の改修工事の時期等につきましては、文化センターの改修事業との整合性を図りながら進めていく予定でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

副教育長 次に、歳入の説明に入らせていただきますので、資料 14、15 ページのところを御欄いただきたいと思えます。

14 ページの方の、14 款 1 項 3 目教育費国庫負担金で、1 億 178 万 2,000 円の減額補正でございます。これは、先ほど歳出の方で申し上げました、城南小学校増築事業に伴う国庫負担金で補助割合は補助対象事業費の 2 分の 1 でございます。内容につきましては、歳出で御説明したとおり、平成 26 年度から平成 27 年度にかけての 2 年間の事業とするため、平成 26 年度分として、事業費を全体の 10 分の 3 を見込んでいることから、当初予算との差額を減額するものでございます。

また、残りの 10 分の 7 にかかる部分につきましては、平成 27 年度であらためて予算措置をするものでございます。

文化財課長 15 ページをお願いします。次に、3 目教育費国庫補助金で 873 万 5 千円の増額補正でございます。説明欄 1 の国宝重要文化財等保存整備費補助金ですが、これは歳出でご説明申し上げました個人住宅建築等

に係る埋蔵文化財緊急調査事業（補助）及び埋蔵文化財調査センター改修事業に伴います国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

次のページをお願いします。

学校教育課長 16ページ15款2項6目、教育費県補助金でございます。教育費補助金として、学校教育課、学び支援コーディネーター等配置事業費補助金でございます。63万円ということで、先ほど申し上げたものと同じでございます。

副教育長 次に17ページをご覧ください。18款1項4目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で、3,978万7千円の減額でございます。こちらは説明欄にありますけれども、城南小学校の増築事業。先ほど御説明しましたとおり、26年度、27年度ということで、歳出の事業費を減額しておりますので、これに伴いまして、基金の繰入金の方も減額するものでございます。

次のページをお願いします。

文化財課長 次に、20款4項3目教育費受託事業収入で8万円の増額補正でございます。説明欄1の「文化遺産活用活性化事業受託」ですが、歳出でご説明申し上げました、被災文化財保全等事業に係る受託事業収入で、全額実行委員会の費用負担で行われるものでございます。

副教育長 次に21款1項4教育債で、右側の説明欄で、小学校債の減額で、2億6,810万円の減額でございます。これは、先ほど歳出の方で御説明しましたとおり、城南小学校の増築事業の減額に伴いまして、小学校債についても、減額をするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。

委員長 樋渡委員。

樋渡委員 17ページの18款教育施設及び文化施設管理基金繰入金ということで、黒の四角で囲まれているところが市長公室となっておりますが、これに対しては、市長公室が担当ということですか。

副教育長 基金の管理については、市長公室で担当しております。ただ今回、歳出が城南小学校の増築事業に伴って、基金の繰り入れの変更があったものですから、全体の流れとして、今私の方から御説明したところです。

樋渡委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 他に質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

委員長 質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第8号について、承認しま

す。

報告第3号 (仮)多賀城市教育振興基本計画の策定について(中間報告)

委員長 次に、報告第3号、仮称多賀城市教育振興基本計画の策定について、その中間報告について教育長の説明を求めます。

教育長 報告第3号仮称多賀城市教育振興基本計画の策定について、その中間報告について、関係課長から説明させます。

委員長 副教育長。

副教育長 報告第3号、仮称多賀城市教育振興基本計画の策定について、中間報告ということで、別紙の報告第3号の資料に基づきまして、順番に各課長の方から御説明申し上げます。

資料の中身に入る前に、これまでの経過等について御説明いたします。この教育振興基本計画の関係につきましても、昨年10月の教育委員会定例会で、その時点での基本計画の案の状況を一度御報告しております。しかし、その後、4回目と5回目の検討会議が開催されまして、計画書の中身につきましても、だいぶ変更になった箇所がございますので、計画書を取りまとめるに当たりまして、再度と言うことにはなりますが、本日あらためて、中間報告として報告させていただくものでございます。

これまでの経過ですが、平成24年度中につきましても、主に事務局内での各担当する業務の現状の把握、それから今後に向けての課題の抽出を、事務局職員が行ってまいりました。

平成25年度に入りまして、教育振興基本計画の策定会議を開催しております。これまで、7月1日、8月22日、10月8日、1月17日、最後は3月25日の合計5回開催しておりまして、策定会議はそこで完了しております。

策定会議の最終の5回目の会議までに、策定会議委員の皆さんからいろいろいただいた意見を事務局で整理し、会議の座長を務めていただいた、東北学院大学の水谷先生に、確認していただいたものが、本日の計画書の案ということになります。

今後の予定としましては、本日、教育委員会のほうに報告し意見をいただきまして、10月には、市役所の中の行政経営会議に報告し、その後は、日程は決まっていますが、11月中ぐらいを考えておりますが、市議会に報告して意見をいただき、その後、市民から意見をいただくパブリックコメントを実施したいと考えております。

それらの意見を踏まえて、事務局で計画書を整理し、できれば、12月の教育委員会に、最終的に議案として提出し、計画書として完成させたいという予定で考えております。

引き続き、資料の内容について、御説明いたします。説明に当たりましては、以前に一度御説明している部分もございますので、そのようなところは、ポイントをまとめるような形で、説明していきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、資料1の1ページをお願いいたします。1ページにつきましては、第1章の「計画の策定にあたって」のところになります。

1ページのちょうど中段のところになりますが、計画策定の趣旨としましては、こちらに記載しておりますとおり、「教育基本法の規定に基づきまして、地域の実情に応じた、教育の振興を図っていくために、教育行政の指針を示して、その実現のための政策を総合的、かつ、計画的に推進していく。」というものでございます。

その下に、第2節として、計画の位置付けがありますが、国の教育振興基本計画、宮城県の教育振興基本計画などを、参酌して計画を策定していくものです。

それから、多賀城市の「第五次多賀城市総合計画」に掲げる本市の将来都市像「未来を育むまち史都多賀城」の実現に向けて、教育分野の施策を具体化する計画として、位置付けているものです。

2ページをお願いいたします。こちらは、国や県の計画、市の総合計画や震災復興計画との関係を記載した表になっております。

この計画の計画期間につきましては、平成26年度から平成32年度までの7年間としております。これは、市の総合計画の期間との整合性を図るために、7年間としているものでございます。

なお、市の総合計画の後期計画の策定や、それ以外でも国や県の動き、社会情勢の変化等で計画変更の必要性が生じた場合は、随時見直しを行っていくものでございます。

次に、3ページをご覧ください。こちらは、第1節に基本方針、第2節に基本目標を記載しております。こちらにつきましては、総合計画に基づき、政策の大綱を整理しておりますけれども、総合計画で定めておりませんとおり、基本方針につきましては、「歴史・文化を継承し、豊かな心を育むまち」ということでございます。これは、次代を担う子どもたちが心身ともに健全に育つよう、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの役割を果たしながら子どもたちを育てていく社会の実現を目指します。

また、市民が豊かな人生を送れるように、学習・文化・スポーツ活動を実践でき、その成果を生かすことができる社会の実現を目指します。

本市の大きな財産である文化財が適切に保存、継承され、市民が歴史と文化に誇りを持てるまちを目指します。

このような内容で、まとめをおこなっております。

基本目標につきましては、こちらに記載の5点ということになりますけれども、その内容につきましては、4ページのほうに記載しております。

この考え方でございますけれども、こちらはこの計画の1番の根本となるところでございますので、5項目を読み上げさせていただきたいと思っております。

1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもたちが心身ともに健全に育つよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携することで、一人ひとりの子どもの成長を支え、導ける社会の実現を目指します。

2 学校教育の充実

子どもたちが変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、発達段階に応じた、体系的、計画的な教育内容を編成し、一人ひとりの子どもに「生きる力」が確実に身に付く教育を実践します。

3 生涯学習の推進

一人ひとりの市民が生涯にわたり豊かな人生を送れるよう、各人の興味、関心やライフスタイルに応じた学習に取り組める環境づくりを進め、その成果を生かせる社会の実現を目指します。

4 市民スポーツ社会の推進

一人ひとりの市民がライフスタイルや年齢、体力、興味等に応じて気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブと連携して、スポーツ環境の充実を図ります。

5 文化財の保護と活用

市民が市の歴史や文化に誇りを持てるよう、市民共有の貴重な財産である文化財を適切に保護し、次の世代へ継承するとともに、歴史に関心を持ってもらえるよう文化財の積極的な活用を促進します。

と、ということで、このような、5つを基本目標として定めております。

5ページをご覧ください、こちらからは、1つひとつ読み上げていくのではなくて、主な点についてご説明をさせていただきたいと思っております。

第3章の教育を取り巻く社会環境につきましては、ここでは、少子高齢化、人口減少社会について、記載しております。

そして、多賀城市の人口の推移、6ページには多賀城市の人口の年齢構成の推移、1世帯当たりの人数を、表に表していますが、本市においても、核家族化や一人暮らし世帯の増加が見て取れます。

次に7ページをご覧いただきたいと思います。こちらには、グローバル化、高度情報化社会の進展、地域コミュニティの希薄化、そして、いろいろな面で影響のあった、東日本大震災の関係について、記載しております。

右側の8ページには、本市の教育の現状と課題を記載しておりますが、ここでは、本市の子どもたちの長所と取り組むべき課題、東日本大震災の与えた影響、生涯学習推進のあり方、文化財の普及啓発などについて、まとめたものでございます。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。こちらには、第4章、施策の体系をまとめている表でございまして、基本方針、そして基本目標、それから、その基本目標ごとの基本的施策。基本的施策につきましては、ここに番号で項目がありますけれども、18の基本的施策を記載しております。それをまとめた体系図になります。

次の、10ページからが、基本的施策の内容を整理した部分になりますが、ここからは、各課長のほうから順にその内容をご説明しますので、よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、10ページを御覧ください。基本目標の第1節は「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」で、基本目標の目指す姿は「学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが生き生きと安全に暮らしています。」としており、その目標達成のために4つの基本的施策を掲げております。

まず基本施策1-1は「学校・地域が連携した子どもたちの育成」でその目指す姿は「地域住民と学校が連携して、子どもたちを育む取り組みを行っています。」になります。

施策推進にあたっての動向と課題については(1)としてコミュニケーション能力の向上、(2)として子どもたちの健全育成、(3)に地域で支える子育てと3点ほど掲げておりますが、地域コミュニケーションの希薄化や子どもたちを取り巻く社会環境、学校と地域が連携した子どもの育成等を課題として基本的施策に反映させております。

12ページをご覧ください。12ページの基本的施策としては、(1)

では地域での絆を深める環境づくりのための啓発機会の充実、(2)では子どもへの相談体制の充実や、学校との連携による教職員研修や地域への啓発。(3)では地域ボランティアとの協働により市内すべての小中学校へ学校支援地域本部事業を設置する。としております。

次に13ページをご覧ください。1-2は「放課後等の安全・安心な居場所づくり」でその目指す姿は「子どもの放課後等における居場所が確保されています」になります。

動向と課題については、就労環境や家族形態の変化等により放課後に子どもだけで過ごす時間が増えています。地域全体で子どもを育てる機運も高まっているものの、安全で安心な居場所づくりが求められています。

基本的施策としましては、放課後子ども教室の実施により子どもの安全で安心な居場所の確保に努めるとともに、地域との関わりを深める場とします。また、今後市内全小学校への設置を目指し事業拡大に努めます。としております。

次に14ページをご覧ください。1-3「家庭教育力の向上」ですが、その目指す姿は「家庭教育の大切さを認識し、子どもを育てています。」としております。

動向と課題については、(1)の子育て不安の解消では核家族の進行等によるしつけや接し方の不安、(2)では情報化社会の進展により安易に入手した情報の正しい理解力、(3)では生きる力の醸成で、基本的な生活習慣や家庭内のルールづくり、子どもの自主性をいかす取り組みなどが課題となっております。

それぞれの基本的施策につきましては、(1)には家庭教育の充実により子育てに関する学びの機会や情報の提供としています。(2)では保護者への研修会や学校やPTAが連携したとりくみの推進。(3)では子どもたちの生きる力や健全な発達を促すため関係機関と協力連携等をしながら、保護者の情報交換の場、子どもの学びの場を提供します。

次に16ページをご覧ください。1-4「青少年の健全育成」についてですが、その目指す姿は「多くの市民の様々な取り組みにより児童生徒が健全に育っています。」としております。

動向と課題については、(1)の体験学習の推進では、集団活動や体験活動の機会減少により実体験の場が少なくなっている中、様々な活動をとおして思いやりや尊敬の気持ちを育む環境が求められています。

(2)では青少年が犯罪に巻き込まれないよう子どもたちの見守り体制の強化等が課題となっています。

17ページの基本的施策につきましては、(1)として子ども会主催の夏祭りの支援や、ジュニアリーダーなどのボランティア活動支援等としております。

(2)では青少年補導員による巡回指導や学校地域が連携した見守り活動の推進。また、青少年育成センターとの連携による各種相談体制の強化としております。

以上が第1節の説明となります。

学校教育課長 18ページを御覧ください。「第2節 学校教育の充実」ですが、基本目標の目指す姿は、「児童生徒が充実した学校生活を送っています。」です。

はじめに、「2-1 郷土愛を育む教育の推進」で、その目指す姿は「多賀城を知り、多賀城を語れるように学んでいます。」になります。2-1については、18ページから22ページまでにまとめてありますが、はじめに「動向と課題」を整理し、20ページから各項目ごとの基本的施策の内容をまとめています。

以下、これからの説明では、「動向と課題」の概要と、基本的施策の主な部分について御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

2-1では、(1)郷土への思いを育てる教育、(2)地域教育力の活用、(3)防災面からの検討の項目に分けておりますが、

全般的な傾向ですが、本市では住民の流出入が止まらず不安定な家庭環境が子どもの成育にも影響を与えています。今後、家庭が地域と積極的なかかわりを持ちながら、学校でも地域の教育力を大いに活用していく必要があります。

基本的施策の(2)にあります。地域との協働教育担当を学校に明確に位置付け、地域とのかかわりの必要性を改めて認識するよう取り組んで行きます。

なお、22ページ(3)防災面からの検討の部分にアンダーラインが付されていますが、これは、震災関係の部分に引いてあるものです。以下同様です。

23ページをお願いします。2-2 教育の質の向上で、その目指す姿は、「教職員の教育力が高まるとともに、教育の質が向上しています。」です。

2-2については、23ページから27ページまでにまとめてありますが、はじめに「動向と課題」を整理し、25ページから各項目ごとの基本的施策の内容をまとめています。

2-2では、(1)子どもたちの自立の基礎を育てる教育、(2)多賀城市の特色として推進する教育、(3)知・徳・体のバランスの取れた教育(4)家庭との連携による学習(5)自然体験、文化芸術体験等、体験学習の工夫と充実(6)幼児教育の充実の項目に分けておりますが、近年の

子どものコミュニケーション能力や、忍耐力の低下は家庭の教育力の低下の問題と相まって、本市でも大きな課題となっております。教職員にはその共通の認識を基に人間関係集団関係づくり、そして子どもに生きる活力や夢と希望をもたせていくことが急務です。

本市には学院大学工学部やテクノロジーセンター等があり、理科教育の立地環境が整っていることから、多賀城らしい教育を推進しながら子どもの自立を促していくつもりです。また、家庭への啓発については「家庭学習の手引き」を改訂し、学習習慣や生活習慣の醸成に家庭も巻き込んでまいります。

28ページをお願いします。2-3 健康づくりと食育の充実で、その目指す姿は、「基本的な生活習慣を身につけ、食の重要性を認識し、心と体がすこやかに成長しています。」です。

2-3については、28ページから30ページまでにまとめてありますが、はじめに「動向と課題」を整理し、29ページから各項目ごとの基本的施策の内容をまとめています。

2-3では、(1) 基本的な生活習慣の定着、(2) 運動好きで、たくましい児童生徒の育成(3) 食育の推進(4) 安全な食の項目に分けております。

情報化の波や価値観の多様化によって社会全体の基本的な生活習慣が揺らいでいる現実があります。子どもたちの体力や運動能力が伸び悩んでいることと無縁ではありません。そうした潮流の中で「多賀城市食育推進プラン」をより推進し、規則正しい食生活や安全な学校給食の提供に今後努めていきます。なお、30ページ(4) 安全な食の前半部分にアンダーラインが付されていますが、これは、先ほどと同様であります。

31ページをお願いします。2-4 教育相談体制の充実で、その目指す姿は、「悩みや不安を気軽に相談でき、皆と一緒に学校生活を送っています。」です。

2-4については、31ページから33ページまでにまとめてありますが、はじめに「動向と課題」を整理し、32ページから各項目ごとの基本的施策の内容をまとめています。

2-4では、(1) 児童生徒の抱える課題と現状、(2) 障がいについての指導、相談(3) 相談支援体制の充実の項目に分けております。

震災後の学校における不登校や問題行動、虐待の通告、家庭内のトラブル件数が増加傾向にあります。また、特別支援学級に在籍する児童生徒だけでなく、通常学級に在籍する軽度発達障害等、特別な教育的支援を要する児童生徒が増加しており、大きな課題となっております。

こうした現状を踏まえ、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化し、ネットワーク構築に取り組みます。また、特別な教育的支援を要する児童生徒に対しては、未就学児童及びその保護者に対して相談活動を充実させ、適切な就学指導を進めていきます。

次に34ページをお願いします。2-5 教育環境の整備で、その目指す姿は、「適切に維持管理された教育環境の中で学んでいます。」です。

2-5については、34ページから37ページまでにまとめてありますが、はじめに「動向と課題」を整理し、36ページから各項目ごとの基本的施策の内容をまとめています。

2-5では、(1)学校施設の整備、(2)学校の安全安心体制の確立(3)情報化教育の推進(4)教材等の教育環境の充実の項目に分けておりますが、(1)にあります学校施設の整備に関しては、平成22年度までに建物耐震化工事が終了し、老朽化の修繕も優先して行っております。課題は、子ども自らの「自分の命は自ら守る」、機に応じた行動の育成です。

また、不審者情報が目立って多いこと、登下校時や自転車事故が後を絶たないことも近来の傾向です。交通事故の撲滅を図るため、通学路の安全点検を始め、PTAや警察署、交通防災課など関係機関と連携して対策を講じていきます。

なお、36ページ(1)学校施設の整備の中段及び(2)学校の安全安心体制の確立の前段にアンダーラインが付されていますが、これは、震災関係の部分に引いてあるものです。

以上、第2節 学校教育の充実についてご説明を終わります。

生涯学習課長 つぎに38ページを御覧ください。基本目標の第3節は「生涯学習の推進」で、基本目標の目指す姿は「市民が知性と豊かな心を育むために、生涯学習活動を行っております。及び、市民が生涯学習の成果を地域や社会に生かしています。」としておりますが、その目標達成のために4つの基本的施策を掲げております。

まず基本施策3-1は「学習機会の充実」でその目指す姿は「講座・教室が充実し、学びたいときに学べる環境になっています。」になります。

動向と課題につきましては、(1)の社会情勢に対応した各種講座、教室の充実では、学習意欲の高まりや人口減少時代の到来や生きがいを持って生活できる環境整備等。(2)では、生涯学習の復旧・復興として、東日本大震災により中断していた市民活動の支援を充実しなければならないこと。(3)では読書活動の推進で、学びの中心として読書が重要であり、図書館を中心に読書環境の整備を課題としています。また、(4)では市立図書館と学校図書館の連携による効果をあげております。

これらの基本的施策としては、(1)ではあらゆる年代に対応した講座、教室の開催。(2)では、市民のニーズに沿った学習機会の充実。(3)では新図書館による機能・運営の充実や読書に関連した市民活動の継続支援。(4)では、学校図書館とのさらなる連携を高めるため市立図書館からの司書派遣を全中学校で実施することとしております。

次に41ページを御覧ください。基本施策3-2は「市民創造型生涯学習の推進」でその目指す姿は「学習サークル等が活発に活動しています。」になります。

動向と課題につきましては、(1)サークル等の学習成果の活用と共有で、動向では、社会教育団体登録数の伸び悩みとしており、課題としては、市民みずからが地域課題の解決など、活動の成果を他のサークル等と共有することで効果がその期待されるなどとしております。

その基本的施策としては、42ページのとおりサークル活動の支援で、市民相互の交流を図るための支援を行うことと、東日本大震災の経験等、啓発や健康事業の拠点施設となっている文化センターの利活用を促進する、としました。

次に43ページを御覧ください。基本施策3-3は「芸術文化の振興」で、その目指す姿は「文化センター等を核にした質の高い芸術文化に触れる機会が確保されています。」となります。

動向と課題につきましては、東日本大震災による心の復興を図るため優れた芸術文化に親しむ機会の充実と、減少傾向にあった市民会館の利用者はさまざまな取り組みにより増加に転じているなどとしています。

この基本的施策としては、指定管理者の管理による文化センターでは民間の専門的知識等を生かした取り組みが進められていることと、文化芸術活動に取り組んでいる市民のサークル等には、さまざまな支援を継続して行う。また、被災市民の心の復興を目指し、支援団体等によるコンサートや市民参加型の催し物などを引き続き開催してまいります。

次に44ページを御覧ください。基本施策3-4は「生涯学習施設の運営」で、その目指す姿は「生涯学習施設を安全・快適に利用することができます。」になります。

動向と課題につきましては、(1)施設の整備で、施設の老朽化が課題となっており、計画的に効率的な改修が必要であることと、(2)では、利用者視点での施設運用で、改修や改善の際、市民の視点を意識し、親しまれる施設作りが求められているとしております。

この基本的施策としては、(1)については、文化センターの効率的かつ計画的な改修の実施と市立図書館の新設移転をあげています。

(2)では、社会教育施設の外部化運営の推進、特に地区公民館の地域住民の参画による地域コミュニティの拠点として、快適な利用環境の向上に取り組めます。

また、新設移転を計画している市立図書館については、より質の高いサービスと市民に親しまれる図書館づくりに取り組めます。

以上第3節の説明となります。

次に45ページをご覧ください。ここからは、基本目標の第4節「市民スポーツ社会の推進」となります。基本目標の目指す姿は、「多賀城市型の市民スポーツ社会が進展し、多くの市民がスポーツに親しんでいます。」としておりますが、その目標達成のために2つの基本的施策を掲げております。

まず基本施策4-1は「スポーツ機会の充実」となります。その目指す姿については「総合型地域スポーツクラブや市民団体、民間企業等の多様な担い手により、多様な年代に対応したスポーツ事業が展開され、多くの市民が参加しています。」になります。

動向と課題につきましては、(1)の多種目、多世代、多目的では、多くの市民のスポーツニーズに対しての環境整備や東京オリンピック開催決定による市民のスポーツへの関心をあげています。

(2)では、スポーツ活動の充実として、身近な場所で気軽に楽しめるようなきっかけ作りや人と人とのふれあう機会の充実が求められています。

これらに対しての基本的施策につきましては、まず(1)ではスポーツの目的や種目についての幅広い分野で楽しめる環境づくりに努め、体育施設の指定管理者との連携で市民サービスの向上を図ることとしております。

(2)では、市民の多くが気軽に参加できるような大会の開催による地域スポーツの推進やクイーンズ駅伝などをはじめとする、質の高いプロスポーツの誘致とアスリートを身近に感じるイベントなどにより、スポーツの普及を図ります。

次に47ページをご覧ください。基本施策4-2は「社会体育施設等の施設環境の充実」となります。その目指す姿については「安全で利用しやすい施設を活用し、スポーツすることができます。」になります。

動向と課題につきましては、(1)で施設の利便性向上をあげています。スポーツに親しめる環境整備には、社会体育施設と学校体育施設の有効活用必要性。また、東日本大震災により減少していた総合体育館の利用者が回復傾向にあることなどがあります。

(2)の、施設の維持管理では定期的な保守点検と計画的な補修が必要であるとしています。

これをうけ基本的施策につきましては、まず(1)では施設の利便性の向上として、施設のインターネット申請のシステム整備や利用者のマナー向上への取り組みなどとしております。

(2)では、施設の維持管理として、安全で快適なスポーツ環境を提供するため、保守点検や修繕はもとより、大規模改修については、市の施設整備計

画に基づき計画的・効率的に実施するとしております。

以上が第4節の説明となります。

文化財課長 49ページをお願いします。次に「第5節文化財の保護と活用」ですが、基本目標の目指す姿は、「文化財が次の世代へ継承され、市民が市の歴史と文化財に誇りを持っています。」としております。

はじめに、「5-1文化財の調査・保存の推進」で、その目指す姿は、「文化財保護法が遵守され、適切に保護されています。」としております。

5-1では、(1)特別史跡の適正な保存・管理、(2)埋蔵文化財の適正な保管の項目に分けておりますが、内容といたしましては、特別史跡内の公有地の増加に伴い、多賀城跡の適切な保存・管理に努める必要があることと、東日本大震災後の復旧・復興事業による包蔵地内での発掘調査件数の増加に伴い、出土資料や調査記録も増えていることから、それらを適正に保管していく必要があるというものです。

これらの基本的施策ですが、51ページをご覧ください。

(1)の特別史跡の適切な保存・管理のため、地域住民等と連携した維持管理及び景観保全活動や、体験学習のエリアとして活用しながら、史跡保護を図ってまいります。

(2)の発掘調査等につきましては、東日本大震災の復旧・復興に伴い急増する発掘調査に対応するために、宮城県等に派遣職員の応援を求めて迅速な調査ができるように努めてまいります。

また、埋蔵文化財調査センター等の収蔵環境を整備し、出土資料等を適正に保管してまいります。

53ページをお願いします。次に、「5-2文化財の積極的な活用促進」で、その目指す姿は、「文化財に触れるための整備が行われ、多くの方が訪れています。」としております。

5-2では、多賀城跡の積極的な活用と次世代への継承を取り上げておりますが、内容といたしましては、多賀城跡の積極的な活用を目指した多賀城南門等の立体復元にあたって、調査の成果が正しく反映されるように、復元建物の意匠等を再検討する必要があるというものです。

これらの基本的施策ですが、立体復元にあたっては、専門的な識見を有する検討委員からの指導・助言を得ながら、多賀城創建1300年となる平成36年度の完成を日指してまいります。

54ページをお願いします。最後になりますが、「5-3文化財の普及啓発の推進」で、その目指す姿は、「多賀城市の歴史に関心を持ち、文化財に触れたり知識を高めたりする市民がたくさんいます。」としておりま

す。5—3では、(1)多賀城市の歴史を知ってもらうための取組、次のページをお願いします。(2)被災文化財の保存・継承、(3)郷土芸能・伝統芸能の支援の項目に分けておりますが、内容といたしましては、埋蔵文化財調査センター等において、今後も、企画展示や講座の開催、体験学習の充実を通して、歴史に関心を持つ市民を増やしていく必要があることと、東日本大震災で被災した民俗資料等の地域歴史資源を次世代へ継承していくためには、資料調査を実施し、本市の歴史の全体像を総体的に把握しながら、その中で保存・継承の意識向上の啓発が必要であるというものです。

また、多賀城太鼓などの郷土芸能活動を支援するとともに、本市唯一の伝統芸能多賀城鹿踊の後継者育成が課題となっています。

これらの基本的施策ですが、55ページをご覧ください。主なものとして、(1)の多賀城市の歴史を知ってもらうための取組にあります展示会等の開催にあたっては、観光担当部局等との連携を図りPR活動を行います。

(2)の被災文化財の保存・継承では、被災文化財の資料調査の成果をもとに企画展などを開催し、市民が歴史や文化を身近に感じるよう、文化財を保存・継承する意識の向上に取り組めます。

(3)郷土芸能、伝統芸能の支援では、本市の伝統芸能を身近に感じてもらう機会として、多賀城鹿踊体験学習を、多賀城市立八幡小学校と連携して継続的に支援してまいります。

57ページをお願いします。

副教育長 57ページになりますが、第6節 東日本大震災からの復興ということでございます。こちらは、これまでの基本的施策の中に出てきた、アンダーラインを引いた箇所について震災関連の項目を再掲したものです。それぞれの項目で内容の説明は終わっておりますので、改めての説明はいたしません。こちらでは、多賀城市の震災復興計画との関連も記載しております。それが57ページから62ページまでということになります。

最後のページになりますけれど、63ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは、第6章 計画の推進にあたって、ということでございます。こちらには、3項目を記載しておりますが、1点目は、点検評価の実施についてです。地教行法第27条に基づく、点検・評価を実施していくものでございます。また、その結果につきましては、報告書としてとりまとめ、議会に提出すると共に、市のホームページ等に公表して、広く周知していくものでございます。

2点目として、関係機関等との連携、協働でございます。関係機関等との連携、協働を図っていくというものでございます。

3点目として、情報収集と発信でございます。現在のように変化の激しい時代でございますので、情報の発信や収集には積極的に努めていきます。

これらの項目によって進めていくことで、計画のより一層の実効性を高めていきたいと考えております。

大変、長い時間になりました。

以上で、仮称多賀城市教育振興基本計画の中間報告の説明を終わります。

委員長 ただ今の説明で、何か質疑ございませんか。

今野委員 36ページの(1)学校施設の整備というところで、「大規模災害に備えるため、エレベーターや多目的トイレの設置など、施設のバリアフリー化を促進するとともに、太陽光発電と蓄電池による非常用電源の確保」とありますが、やる方向でよろしいのですか。私も避難所をやった経験があるんですけど、何であそこに太陽光パネルがあるのに、電気が使えないんだと、住民の声がすごくあったんですね。私もなぜ使えないんですかと聞いたところ、電源が無いから使えないということでした。住民の方から、意味無いと言われたものですから。

副教育長 太陽光発電の蓄電池の関係なんですけれども、小、中学校は、大規模災害の時には指定避難所になっているんですけれども、そこに太陽光の発電はあるのですが、蓄電池が無いというのが現状でございます。太陽光発電、学校のほうについては、発電設備を設置したスクールニューディールという政策があって、補助もついて、それで設置していったんですけれども、その際は蓄電池までは予算的な面もありまして、設置しなかったという経過がございます。その後、グリーンニューディールということで、蓄電池を設置できる補助の制度がありますので、各学校についても、順次、蓄電池を設置していく方向で計画をしております。

こちらは、予算的には教育委員会の予算ではなく、施設を管理する部署である管財課で、順次設置していく予定でございます。各学校に順次年次計画で設置する予定になっております。

生涯学習課長 蓄電池の整備といっても、多分学校が全て賄えるような蓄電池ではなくて、補助的な蓄電池であって、震災があって、電気がストップした時に、パソコン何台分かを動かす力がある蓄電池ではなかったでしょうか。

副教育長 内容的には、蓄電池と言っても、例えば学校の電気が使えなくなったとして、蓄電池がある。学校の電気をもう一度使えるようにできるよう

な蓄電池ではございません。避難所が暗くならない程度で、例えば一部分に電気をつけて、電気が復旧するまでの間、一時的に賄うためということになりますので、全体的な容量としても、非常に小さいものになります。

委員長 基本的には、設置の方向で考えていくということですね。

他に質疑ございませんか。

樋渡委員 9ページの第4章 施策の体系 1. 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上ということで、1—1 学校・地域が連携した子どもたちの育成ということで、1—2 放課後等の安全・安心な居場所づくりというところが多分、市で考えていることと、学童児童のフォローと、ファミリーサポートとか、働く側からのとか、いくつかあると思うんですが、これだと、統合した説明が必要なのか、それとも市の教育振興基本計画なので、市としてのひとつの立場からの説明になっているのかと、その辺がよくわからなかったのですけれども。

それから、文章として、赤字で書いてあるのが基本目標の目指す姿というのは、子どもたちが、こうこうこうしてますよという状況が、目標として、あるべき姿として、提案されているというふうに考えればよろしいのかなと、疑問なんですけれども。

もうひとつ、11ページの(2) 子どもたちの健全育成で良いのか、健全な育成が良いのか疑問に思ったことと。

各ページのところに、言葉の説明のところでナンバリングみたいにして①という形で、例えば、PTAについての説明が載せてあるのですけれども、一貫して考えると、もし全部の中なので、ナンバリングしてひとつひとつのことに番号でいくのか、それとも①でなくて、ここだけの説明であれば、米印でいくとかのほうが、見てて抵抗が無いのかなと感じました。

副教育長 欄外の説明については、例えば11ページについては、①PTAということで、欄外に説明が書いてあります。その3行上に、PTA活動とあって、①となって、下に説明が書いてあります。こういう形で書いてありますが、例えばこのページに2つあれば、①、②ということで、この下の欄に記載する形です。

樋渡委員 例えば、31ページと32ページで、項目が違うからかもしれないのですけれども、PTSDと、スクールカウンセラーについて、同じ教育に関してということで、大きなひとくりかと思うのですけれど、それも、①、①と全部なっているので、ナンバリングでいくのか、米印でい

くのか、という素朴な感想なんですね。そうであれば、②として、スクールカウンセラーとして項目ごとにやれば、それはそれでゆかるかなと思うんですが。

副教育長 26ページを御覧いただきたいと思います。ここは、このページに3つの解説を載せているんですけども、たまたまひとつのところは①だけで終わっていますけれども、26ページのように、何点かあった場合は、①、②、③という形で下に説明をつけています。ひとつだけのところもあるので、違和感があるかもしれないですけども、考え方としては、ページごとに解説をつけているという形でやっております。

樋渡委員 わかりました。

生涯学習課長 先ほどの御質問の中の、基本目標の1—2の中で、放課後等の安全・安心な居場所づくり、というのは、基本的には、市の全体的な施策の中で、全部含まれるのか、だから放課後子ども教室だけでなく、学童保育なんかも含まれるのかという話なんですけれど、これはあくまでもタイトルどおり、教育振興基本計画なので。福祉のほうも、教育委員会の全ても網羅しているのかということですけど、市の総合計画でも、基本的には分かれています。なぜかという、学童保育というのは、放課後子ども教室と似たようなものではなくて、片や学童保育は、労働者支援です。施策の視点が違うんですよ。こちらは地域と協働教育の中で、地域が学校の支援をしながら、子どもの居場所を作ってあげるんだよというところに着目して施策を進めているので、全く違う体系です。はたから見たら、同じようなことをしているのではないのと、言われるかもしれないんですけど、全く違うことを御理解下さい。

あと、次のページの子どもたちの健全育成ですが、「健全な育成」ではないのか、ということですが、私自信も今まで、違和感無く「健全育成」という言葉を使ってきました。文章で続ける時は、「健全な育成等に伴い」などと、続けてくる時は、「な」と、入ってきますけれど、タイトルにする時は、「子どもたちの健全育成」で、私は構わないと思っております。

樋渡委員 わかりました。それと、43ページのところで、基本的施策のところで、下から5行目の、専門的知識を生かした取組みの「生かした」というところですが、この字は、「生きる」のほうではなくて、活用の「活」という字ではないですかね。

生涯学習課長 どっちもあるのではないのでしょうか。更なる活性化を図る「活かした」と、そのまますくい上げて取り出して「生かす」という二つの使

い方があると思います。

樋渡委員 わかりました。

委員長 他に質疑ございませんか。

今野委員 これは、質問ではなくて、要望なんですけど、現役の親世代として言わせてもらおうんですが、これは基本の計画なので、表現は否めないんですが、地域との連携で言えば、確かに今、結構地域から支援していただいているんですけども、そう言いながらも学校にクレームが来るんですよ。結局子ども達は、居場所が無いんですよ。武者課長さんも、皆さんも御存知だと思いますが、このままの計画で行って欲しいと思います。公園で遊んでいると、うるさいと言われるし、道路で遊んでいると、うちの車に傷が付くと言われるし。結果親が謝りに行って、言われることは、今の子どもは外で遊ばない。そうじゃないんですよ。外で遊びたいんだけど、親が学校から言われるから遊べない話であって、このままの計画でいってもらえればいいな、と思うのと、私も現役の親世代なので、PTAなんですけど、結構いたるところに、「PTAを活用した」という表現が出て来るんですけど、あまり、市とリンクしてやっているという感覚が無いんです。ほぼ皆無の状態なので、もっと本当に既存の団体等を活用して、この文言のとおり進めていっていただきたいなと。その2点の要望です。

委員長 他に質疑ございませんか。

樋渡委員 47ページの「目指す姿」ということで、安全で利用しやすい施設を活用し、スポーツすることができます。」とありますが、スポーツはスポーツで普及しているのですが、こういう時は、「運動」のほうがいいのかなと、個人的な感想です。

それから5章の6節の東日本大震災からの復興というところで、57ページから取組内容についての説明が書いてあるのですが、例えば、(3)の、「地域で支える子育て」というところで、13ページを開いてみますと、すぐに「地域で支える子育て」というのが出て来なくて、項目としては12ページの基本的な施策の中に「地域で支える子育て」という風に入っているんで、ページがちょっとずれていると思います。

58ページの第2節の学校教育の充実というところも、郷土愛を育む教育の推進というところで、(3)「防災面からの検討」も、21ページになっているんですけど、実際には、22ページに載っています。

副教育長 ページのずれがございませう。単純な間違いでございませう。アンダーラインを引いた所をそのままこちらに持ってきたんですけども、13ペ

一頁に記載というのが、12ページに記載されているということですが、12ページです。前のほうの部分ですが、大分ページのやり取りがあって、増えたり減ったりしたものですから、それで確認が抜け落ちました。こちらについては、もう一度確認をして、きちんと訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

委員長 他に質疑ございませんか。

樋渡委員 予定ですと、11月中に市議会に報告して、それから市民からのパブリックコメントをいただいた後で、12月に教育委員会で議案としてうんぬんとなっていたんですけど。11月中に市議会に報告して、12月に委員会だと、パブリックコメントを受付ける期間としては短いのかなと、漠然と考えたんですけども。

副教育長 議会の関係は、教育委員会事務局だけでは決められなくて、これから調整することになります。11月の早い時期に、もし説明ができれば、12月の定例会まで1ヶ月以上ありますので、パブリックコメントの期間は十分に取れると思います。

あと、11月の例えば下旬とかになりますと、なかなかパブリックコメントの期間が取りにくいという部分もありますので、一応、今現在の目安ということでお話させていただきましたので、今後については若干前後する場合がありますので、よろしくをお願いします。

委員長 最終的にはもう一度、教育委員会の定例会で、正式に中間報告ではなく、最終報告という形で示されて、これを教育委員会で最終的に審査をして決定をするという段取になると思いますので、その間にパブリックコメントとか議会の説明等でそれぞれの団体でこれに対する御意見なり御要望なりが出て来て、それに伴って事務局の案のほうも変更していく可能性もあると思いますけれども、最終的にはもう1回、教育委員会の場で協議をして、最終的な決定案を見るということになると思います。その段階でまた改めて意見が出ることもございますので、委員さんには、資料をよく読み込んで、意見がすぐに出るような準備をしておいていただきたいと思います。

他に質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないものと認め、報告第3号について、終了します。

日程第4 その他

委員長 次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第9回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後8時12分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成26年10月22日

多賀城市教育委員会

委員長 印

委員 印

委員 印